

# 仕 様 書

## 1 業務名称

令和3年度 救護、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居・介護・障害・児童関係施設に対する衛生用品配送等業務

## 2 業務概要

マスク1種類及び手袋4種類について、別紙1・2・3・4・5の配送先リストのとおり、市内約6,580か所の配送先への梱包・配送を行う。

## 3 業務内容

### (1) 送付文書等の集荷

契約締結日以降、下記の場所において、配送先リスト詳細版（電子データ）及び送付文書（約6,580枚）を受け取ること。

【場所】札幌市役所本庁舎 3階 障がい福祉課（中央区北1条西2丁目）

### (2) 衛生用品の集荷

下記の日時・場所において、不織布マスク①約920箱（1箱：540mm×410mm×280mm）、PVC手袋約1,230箱（1箱：300mm×250mm×260mm）、PE手袋約370箱（1箱：360mm×280mm×120mm）の段ボールを集荷すること。

なお、当日は、立ち合いの札幌市職員の指示に従うこと。

【日時】令和3年12月3日（金） 10時00分～16時00分

【場所】（旧）屯田西デイサービスセンター（北区屯田6条11丁目1-11）

【箱数】 不織布マスク	1,000枚入り段ボール（50入×20）	約920箱
PVC手袋S	500双入り段ボール（50入×10）	約370箱
PVC手袋M	500双入り段ボール（50入×10）	約610箱
PVC手袋L	500双入り段ボール（50入×10）	約250箱
PE手袋フリー	2,500双入り段ボール（50入×50）	約370箱

※手袋は50双（100枚）、500双（1,000枚）であるため、梱包時には留意すること。

※段ボールの箱数は厚生労働省からの連絡に基づくものであり、実際の段ボールサイズが異なる場合には箱数の増減があり得る。

### (3) 梱包

配送先リスト詳細版を基に配送伝票を作成し、マスク・手袋の送付枚数に応じて梱包するとともに、別紙6・7・8・9・10の送付文書を同封すること。

配送伝票には、①配送先の郵便番号、住所、電話番号、団体名、②依頼主の郵便番号、住所、電話番号、団体名、③送付品目、④送付枚数を印字すること。

なお、梱包資材は、受託者にて用意すること。

**【依頼主の表記】**

◆救護施設、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設あて

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局保護自立支援課 電話 011-211-2992

◆介護事業所あて

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局介護保険課 電話 011-211-2972

◆障害事業所あて

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい福祉課 電話 011-211-2936

◆児童施設あて

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子ども企画課 電話 011-211-2982

(4) 配送

梱包後は速やかに配送すること。

なお、新型コロナウイルスの感染拡大防止に配慮するため、配送品の受け渡しについては、配送先の指示に従うこと。

(5) 配送先の宛先不明時などの連絡先

宛先不明時には、受託者から配送先に電話連絡し、住所等を確認のうえで再度配送すること。

なお、電話不通等により、受託者にて確認が困難な場合には以下に連絡すること。

◆救護施設、無料低額宿泊所及び日常生活支援住居施設に関すること

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局保護自立支援課 電話 011-211-2992 FAX 011-218-5180

◆介護事業所に関すること

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局介護保険課 電話 011-211-2972 FAX 011-218-5117

◆障害事業所に関すること

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市保健福祉局障がい福祉課 電話 011-211-2936 FAX 011-218-5181

◆児童施設に関すること

〒060-0051 札幌市中央区南1条東1丁目 大通バスセンタービル1号館3階

札幌市子ども未来局子ども企画課 電話 011-211-2982 FAX 011-211-2943

#### (6) 余剰品等の取り扱い

梱包後の余剰品及び宛先不明の配送品の取り扱いについては、委託者の指示に従うこと。

#### 4 履行期間

契約締結日～令和4年1月14日（金）

#### 5 完了報告

業務終了後、速やかに完了届により完了報告をすること。

#### 6 安全の確保

受託者は、業務の実施に当たって、事故防止に留意し、事故に対する一切の責任を負う。また、事故等の問題が発生した場合は、直ちに、委託者に報告し、必要な指示を受けること。

また、業務の実施に当たって、エコドライブの推進や梱包資材の削減・再使用など、環境に負荷をかけないように心がけること。

#### 7 権利義務の譲渡等の禁止

受託者は、本委託業務によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡してはならない。

#### 8 秘密の保持

受託者の従業員は、本業務の履行期間及び履行後において、業務上知り得た一切の秘密について、第三者に漏らしてはならない。

受託者は、受託者の従業員に対し上記の秘密の保持について適切な指導管理をしなければならない。

#### 9 その他

(1) 委託者は、本業務の履行について必要があるときは、受託者に対し報告を求め、調査を行い、適正な措置を求めることができる。

(2) この仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合又は契約期間中に仕様書の変更があった場合については、委託者及び受託者の協議により決定する。

#### 10 連絡先

札幌市保健福祉局障がい福祉課事業管理係 湯谷・伊藤 電話 011-211-2936